

## 環境の保全の見地からの意見

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成25年4月24日

名古屋市長 河村 たかし

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、名古屋市域に関わる事項として以下について対応が必要です。

### 1 対象事業の目的及び内容に関する事項

- (1) 工事中及び供用時の関係車両は、名古屋市内の一般国道23号や一般国道302号等を走行することが想定され、沿道に対する騒音や振動の影響が懸念される。従って、事業計画を具体化するうえで、走行車両台数の総数をできるだけ減らし、沿道環境に対する負荷のさらなる低減に努めること。
- (2) 自然的状況または社会的状況として名古屋港の埋立地が時代とともに広がった経過を明らかにするとともに、埋立により造成された土地という特性やこれまでの緑地整備の経緯等を踏まえて緑化計画を検討すること。

### 2 環境影響評価の結果に関する事項

#### (1) 大気質

ア 大気質の予測においては気象条件の設定が重要であるので、予測に用いた現地調査による年間気象観測結果について、異常年検定の結果を示し、当該観測結果を用いた妥当性を説明すること。

イ 名古屋市内の予測地点の一部においては、現状でも二酸化窒素の濃度が名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値を超えている。そのため、施設の稼働にあたっては、排煙脱硝装置等の適切な運転管理及び維持管理を行うなど、環境影響の低減に努めること。

(2) 水質

施設の稼働に伴う温排水の影響について、発電所の温排水に関する条件だけでなく、今後の埋立計画も考慮して予測していることから、現状と将来の予測条件の違いを十分に説明し、その違いを踏まえて丁寧に評価を行うこと。

(3) 温室効果ガス等

施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素排出量について、発電電力量当たりの排出量の低減に基づいた評価としているが、年間の総排出量は増加すると予測されているので、当該予測結果と当該事業以外を含めた排出量削減の取り組みを踏まえて丁寧に評価を行うこと。

(4) 環境監視計画に関する事項

環境監視計画を具体化するにあたり、工事中及び供用時の環境監視を適切に行うため、測定時期、回数等を十分に検討するとともに、その結果を公表するなど情報提供に努めること。

3 その他

環境影響評価書の作成にあたり、市民に分かりやすい図書となるよう十分に配慮すること。